

# 部活動について

2023.04 生徒会

## 0. 部活動の定義

平日17時まで学校で行われる活動のことを指す。

※休日・祝日および平日の17時以降の活動はサークル活動であり、部活動とは別の活動である。

## 1. 目的

自主的、自発的に行い、スポーツや文化、科学等に親しみ、活動を通して学習意欲の向上や責任感・連帯感を養い、人として成長することをめざす。

## 2. 部活動の成立

- (1) 顧問となる教師が各部活動2名以上いること。
- (2) 全クラブ集会の時点で、1・2年生の部員が7名以上いること。7名に満たない場合は、次年度から募集停止とし、令和5(2023)年度入学生の引退までについては全教師でその活動を保証する。また、途中での新入部員は認めない。
- (3) 上記を原則とするが、特別な事情が生じた場合は職員会議で検討する。

## 3. 活動時間

- (1) 平日の終礼後～17:00(17:15完全下校)とする。
- (2) 早朝の活動は行わない。
- (3) 土日祝を含み、定期テスト1週間前の部活動は中止する。  
ただし、テスト期間中に公式戦がある場合は、部活動は可能とする。
- (4) 入学式・卒業式の日は、式の終了後に部活動は可能とする。
- (5) 専門委員会の日は部活動は不可とする。  
ただし、1週間以内に公式戦がある場合は可能とする。  
その際も、専門委員会を優先する。

## 4. 活動中の諸注意

- (1) 活気があり、全ての部員がのびのびと活動できる部活動を目指す。
  - ・上級生、下級生のよい関係をつくる。
  - ・上級生が下級生に対して、自分が一緒に活動もせずに練習をやらせるということ(いわゆる「しごき」)や、下級生が上級生に対して不必要にぺこぺこ頭を下げるといったことはないようにする。
- (2) 体育系部活動の活動時の服装は、体操服かユニフォームなど、部活動で認められている服装とする。制服は禁止。見学者についても同様とする。着替えは更衣室で行うこと。
- (3) 活動時間を守る。前後半の活動があるとき、前半の部活動は交代時間までに後片付けをきっちり終えて、後半の部活動に場所を渡す。
- (4) グラウンドを使用する部活動は、グラウンドの整備・清掃に責任を持つこととする。
- (5) 体育館・教室等を使用する部活動は、戸締りや管理・清掃に責任を持つこととする。
- (6) 活動場所の割り当て表に注意し、活動する。
- (7) 部活動黒板・クラスルームの使用に責任を持つこととする。
- (8) 他の部活動の道具を使ったり、他の活動場所に入ったりしない。
- (9) 部活動で使用する道具は部活動時間以外で使用しない。
- (10) スリッパ、下靴、体育館シューズの使い分けをきちんとする。
- (11) 安全面・健康面に注意して活動する。  
事故発生の際には、すぐに職員室に連絡すること。
- (12) 校外で活動するときの移動の際は、十分気を付けること。
- (13) 先生が学校にいない時に活動を始めてはいけない。
- (14) 大阪府の条例で、自転車保険の加入が義務付けられているので、加入していない場合は会場等に自転車で連れて行くことができない。必ず自転車保険に加入すること。

## 5. 入退部・仮入部

- (1) 入(退)部は、生徒が、保護者の署名が入った届を担任及び顧問に提出することで成立する。
- (2) 入部は更新制とし、毎年全クラブ集会時に入部届を提出する。
- (3) 部活動費は、全クラブ集会の翌日8:30時点での部員数に応じて分配する。
- (4) 仮入部期間中、運動系部活動に参加する1年生は体操服で活動することとする。

## 6. その他

学校生活のルールに反した部活動については、学年の先生が指導・対処する。